

個 情 第 6 4 9 号
産 情 発 0327 第 1 号
医 薬 発 0327 第 1 号
老 発 0327 第 1 号
令 和 6 年 3 月 27 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
の一部改正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）の一部が改正され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、ガイダンスについて、別添 1 のとおり一部改正を行い、別添 2 のとおりとすることとしました。

改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴職におかれましては、貴管内の関係機関、関係団体等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

第1 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、規則第7条において、漏えい等報告及び本人通知の対象となる事態について定められているところである。

昨今の個人情報漏えい等事案を踏まえ、今般、規則第7条第3号が改正され、当該事態に、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報（個人データとして取り扱われることが予定されているものに限る。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が追加された。

これを踏まえ、ガイダンスについて所要の改正を行う。

第2 改正の内容

○ 規則の一部改正に伴う改正

規則第7条第3号が改正されたことに伴い、ガイダンスのⅣ8中の引用条文の改正を行う。

○ 安全管理措置に関する解釈の明確化

規則第7条第3号の改正と合わせ、個人情報取扱事業者が措置すべき個人データの安全管理措置に、当該事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる旨をⅣ7（1）①安全管理措置において明確化する。

○ その他所要の改正を行う。

第3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。